

福知山市監査委員告示第2号

平成27年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、  
地方自治法第199条第12項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

平成28年6月30日

福知山市監査委員 芦田芳樹

福知山市監査委員 大谷洋介

上下水道部 総務課

監査の結果	講じた措置
<p>1 債権管理について</p> <p>簡易水道事業費分担金の債権管理において、不納欠損処分をすべき時期を遅延しているものがあつた。債権管理条例に基づき適正な債権管理に努められたい。</p>	<p>1 債権管理について</p> <p>簡易水道事業費分担金で、消滅時効に係る時効期間が満了したものについては、債権管理条例に基づき、適正な事務手続きを進める。</p>

上下水道部 お客様サービス課

監査の結果	講じた措置
<p>1 債権管理について</p> <p>(1) 適正を欠く事務処理が見受けられたもの</p> <p>ア 農業集落排水施設事業加入者分担金において、必要な事務処理がされずに5年の時効を迎えているものがあつた。</p> <p>イ 水道料金の滞納整理事務において、課内での判断により適正を欠く事務処理がされているものがあつた。</p> <p>今後は、債権管理条例に基いた適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 水道料金の債権管理において、滞納が長期間にわたり未収金の合計が高額となっているものが複数見られた。より効率的な滞納整理をされたい。</p>	<p>1 債権管理について</p> <p>(1)</p> <p>ア 上下水道部所管債権の債権徴収計画に基づいた債権管理を行い、漫然と時効を迎えることのないように努める。</p> <p>イ 債権管理条例に基づいた適正な事務処理に努める。</p> <p>(2) 上下水道部所管債権の債権徴収計画に基づき、3調定以下の滞納者に対しては催告書の送付、4調定以上の滞納者に対しては給水停止や滞納整理を適正に実施し、滞納額が少額のうち回収に努める。</p>

上下水道部 水道課

監査の結果	講じた措置
<p>1 その他の事務について</p> <p>公用車の運行記録簿及び点検記録簿において、記載漏れが著しいと思われるものがあつた。適切な管理を図られたい。</p>	<p>1 その他の事務について</p> <p>運行記録簿、点検記録簿へ必ず記入するよう指示した。また、1用務毎に運行記録簿に終わりのメータの距離数を記入しているが走行距離を記入するよう記載例を添付周知し課員の意識を高めた。</p>

市民病院 総務課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>(1) 検体検査に係る業務委託契約において、受託者が事情により業務を遂行できなくなった場合の業務の代行者を規定した甲乙丙の三者による契約書の様式で契約が締結されているものについて、丙の記名押印が契約の当事者として遺漏していた。適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>(2) 契約金額及び消費税額が明記された長期継続契約において、消費税増税に伴う変更契約を締結せずに増税後の金額が支払われているものがあつた。</p> <p>(3) 契約の事務において、添付書類の不備、必要事項の記載遺漏及び誤記などが一部にあつた。</p>	<p>1 契約について</p> <p>(1) 検体検査に係る業務委託契約において、丙を定め記名押印をした。今後適正な契約事務の執行に努めるよう指導した。</p> <p>(2) 消費税増税に伴う変更契約を締結した。</p> <p>(3) 契約の事務において、不備のあつた添付書類を整備するとともに必要事項を記載し誤記を訂正した。</p>

市民人権環境部 環境政策室

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>資源廃棄物の売買契約書において、収入印紙の貼付が遺漏しているものがあった。</p>	<p>1 契約について</p> <p>契約業者に課税の義務があるかどうかを確認させたところ、収入印紙の貼付けは必要とのことであったので、収入印紙の貼付けをさせた。今後はこのようなことがないように、収入印紙の確認を行い、業者指導を徹底する。</p>

市民人権環境部 人権推進室

監査の結果	講じた措置
<p>1 補助金等について</p> <p>補助金の実績報告書において、添付書類として提出された領収書などの内容が適切とはいえないものを付しているものがあった。</p>	<p>1 補助金等について</p> <p>適正な事務処理を指導します。</p>

市民人権環境部 生活交通課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>(1) 駐車場管理業務の委託契約において、徴収業務が委託されているが、その業務が契約のとおり履行されていないものがあった。また、同契約にかかる債権について、督促行為や管理台帳の整備などの債権管理事務がなされていなかった。</p> <p>(2) 市が手数料の徴収を委託している業務委託契約において、手数料の精</p>	<p>1 契約について</p> <p>(1) 契約上、月払いを見直すのか検討し、現行のままで行う場合には、債権管理条例に基づく処置を行い、事務の適正化に努める。</p> <p>(2) 今後も支払いが遅れる状況があるなら、くみ取り券の交付を止めるなど措置をとることを説明し、その後は順調に支払われている。今後は、今の状況を維持し、支払いが滞らな</p>

算などが契約どおり履行されていないものがあった。契約の履行の確保に努められたい。	いよう努める。
--	---------

市民人権環境部 保険課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>業務委託契約の契約書の作成において、条項の番号が重複するなど記載事項に錯誤のあるものが複数あった。また、契約書に約定された提出書類の見受けられないものがあった。慎重な契約事務を心がけられたい。</p>	<p>1 契約について</p> <p>契約書に約定された提出書類については、直ちに提出を受けた。今後は、契約行為の重要性を再認識し、適正な事務処理に努めるよう課内に周知した。</p>

福祉保健部 健康推進室

監査の結果	講じた措置
<p>1 その他の事務について</p> <p>市が事務局を担当している協議会の会計事務において、出納簿の処理で遅延しているものがあった。</p>	<p>1 その他の事務について</p> <p>出納のつど、伝票に出納簿を添付のうえ決裁に付すよう、事務処理方法を改善するように指示した。</p>

福祉保健部 社会福祉課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>(1) 社会福祉法人との業務委託契約において、約定された支払条件に対し履行が遅延しているものがあった。また、同契約において、毎月提出することが約定された報告書が見受けられなかった。</p>	<p>1 契約について</p> <p>(1) 今後は、業務完了後、速やかに請求書等の提出を求めるとともに、適正に支出処理する。また、契約に基づき、速やかに報告書の提出を求める。</p> <p>(2) 今後は、契約書の記載事項に錯誤</p>

<p>(2) 業務委託契約などの契約書の作成において、引用すべき条項を誤るなど記載事項に錯誤のあるものが複数あった。また、契約の期間を規定した条項の内容などについて見直すことが望ましいものがあった。慎重な契約事務を心がけられたい。</p> <p>2 補助金等について 市が交付した補助金に対して提出された実績報告書において、提出時期が大幅に遅延しているものが複数あった。</p> <p>3 服務について 超過勤務手当命令書兼勤務報告書において、支給率及び休憩の控除時間などを誤って記載しているものがあった。</p>	<p>のないよう適正に事務処理する。また、契約の期間は、次年度に見直しをする。</p> <p>2 補助金等について 今後は、事業終了後、速やかに実績報告書の提出を求めるなど、適正に事務処理をする。</p> <p>3 服務について 今後は、複数の職員で点検・確認を行うことにより、適正に事務処理する。</p>
---	---

福祉保健部 高齢者福祉課

監査の結果	講じた措置
<p>1 文書取扱について 助成金の交付申請書において、担当課において修正が必要と認められる箇所に対し、消せるボールペンが使用されているものがあった。</p> <p>2 契約について 業務委託の契約において、1者随意</p>	<p>1 文書取扱について 指摘後は消せるボールペンの利用制限を徹底した。</p> <p>2 契約について 今後は、1者随意契約を締結する場合はその理由を明確に記載するよう徹底した。</p>

<p>契約で締結がされていたが当該理由が明確でないものがあった。</p>	
--------------------------------------	--

総務部 危機管理室

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>業務委託の契約書の作成において、条項の番号が不規則に付番されるなど記載事項に錯誤のあるものがあった。また、記載された条項に重複した内容があるなど整理が必要と思われるものがあった。慎重な契約事務を心がけられたい。</p>	<p>1 契約について</p> <p>本件については、室内で話し合い、起案時や決裁の際のチェックを徹底的に行うよう指示・指導を行った。今後については、慎重な契約事務に努める。</p>

土木建設部 都市計画課

監査の結果	講じた措置
<p>1 その他の事務について</p> <p>公用車の車体検査整備見積りの依頼書において、不必要な依頼事項が記載されているものがあった。</p>	<p>1 その他の事務について</p> <p>公用車の車体検査整備見積りの依頼書については、不必要な依頼事項の記載を削除したものを使用するよう徹底した。</p>

財務部 契約監理課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>契約当事者の変更に伴う提出書類の受付において、変更年月日を誤ったまま受けられているものがあった。</p>	<p>1 契約について</p> <p>直ちに相手方に確認し、変更届の修正を受け付けた。</p>

財務部 税務課

監査の結果	講じた措置

<p>1 歳入について</p> <p>固定資産税の減免において、内規では減免割合が数値化されず必要と認める額とされているものがあり、当該内規を適用した減免が部長決裁で実施されているが、市長決裁によるものと考ええる。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>事務決裁規程、福知山市税の減免の基準に関する要綱（平成28年1月1日付福知山市告示第219号、以下「減免要綱」という。）に照らし合わせ、本件は市長決裁が適切であることを確認した。今後は基準に沿った決裁を行う。</p> <p>なお、平成28年度中に上記減免要綱を改正し、減免割合を明示することにより、部長決裁とする。</p>
---	--

教育委員会 生涯学習課

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>行政財産使用許可書に記載された使用料の納入期限について、財務規則の規定と相違しているものがあつた。</p> <p>2 服務について</p> <p>振替対象とすべき週休日の勤務において、振替処理が適切にされていないものがあつた。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>財務規則の規定の徹底を図つた。平成28年度は財務規則の規定に沿った期限に訂正し、適正な事務に努める。</p> <p>2 服務について</p> <p>課員全員に振替処理の徹底を図つた。</p>

教育委員会 中央公民館

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>業務委託の長期継続契約において、自動更新条項が規定されているものがあつた。契約の公平性及び競争性の確保に努められたい。</p>	<p>1 契約について</p> <p>契約の内容を変更した。</p>



地域振興部 まちづくり推進課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>業務委託の契約において、仕様書及び設計書で指定された数量と受託業者から提出された見積書に記載された数量が整合のとれていないものがあった。</p> <p>2 補助金等について</p> <p>補助金交付団体からの実績報告書において、事業実施にかかる記録写真が添付されていないなど検証資料が十分とはいえない報告書を精査せず受領されているものがあった。</p> <p>3 服務について</p> <p>非常勤嘱託職員の勤務において、勤務条件書に定められた勤務条件を逸脱して従事させているものがあった。</p>	<p>1 契約について</p> <p>会場撤収実人員は仕様書のとおり6人であったが、見積書において内1人が美術品専用車に内包されていた。今後は、数量の整合を徹底する。</p> <p>2 補助金等について</p> <p>指摘の検証資料等は、申請者に再提出を求め、今後は、報告書の精査を徹底する。</p> <p>3 服務について</p> <p>各館職員の出勤日は、17日勤務月及び16日勤務月内で前月中に出勤を割り振っている。今後、日数を越える月は超過勤務対応、下回る場合は、年休対応として徹底する。</p>

地域振興部 観光振興課

監査の結果	講じた措置
<p>1 補助金等について</p> <p>補助金の交付要綱において、補助対象経費について規定されていないものがあった。また、規定されているものについても明瞭とはいえないものがあった。</p>	<p>1 補助金等について</p> <p>要綱を改正し、補助対象外とする経費についての規定を記載する。また、実績報告書に添付する支出内訳の様式について、補助対象経費・補助対象外経費がわかるものに改める。</p>

地域振興部 スポーツ振興課

監査の結果	講じた措置
<p>1 歳入について</p> <p>施設使用料の徴収において、消費税相当額の加算方法の取扱いが施設により相違しているものがあつた。</p>	<p>1 歳入について</p> <p>消費税相当額の算出方法を統一する。</p>

地域振興部 夜久野支所

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>工事の設計書において、事前の調査が十分でなかったことにより、積算額が過少となっているものがあつた。</p>	<p>1 契約について</p> <p>事前調査を十分に行い、今後は積算額が過少とならないよう積算する。</p>